

### 3 標準処理期間

許可申請等の各種申請の処理に要する期間は、当該申請の内容等により必ずしも一定ではないが、標準的な処理期間は、おおむね次の期間とする。

ただし、当該申請を千葉県公安委員会に意見照会する場合は、この限りでない。（参考資料参照）

次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- 1 千葉市の休日を定める条例（平成元年3月22日 条例第1号）第1条に定める休日の日数
- 2 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数
- 3 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数。

各種申請に対する標準処理期間

申請区分	標準処理期間	備考	申請区分	標準処理期間	備考
製造営業の許可	20日間	変更許可を含む	輸入の許可	7日間	
販売営業の許可	20日間		消費の許可	10日間	
火薬庫設置・移転	15日間	変更許可を含む	廃棄の許可	7日間	
火薬庫外火薬類の貯蔵指示	15日間		保安検査	15日間	製造施設・火薬庫
火薬庫所有等義務免除	10日間		保安教育計画の認可	20日間	消費者含む 変更の認可含む
完成検査	15日間	製造施設・火薬庫	危害予防規程の認可	20日間	変更認可を含む
譲渡又は譲受許可	7日間	再交付を含む			

※処理期間は、申請日の翌日から起算し、許可証等交付日までで算定する。